

## 水路河川除草等業務委託 仕様書

### 第1章 総則

1. 本仕様書は、水路河川等の除草の業務要領を定めるものとする。
2. 受注者は、監督員の指示する範囲の水路河川について除草作業を行うこと。
3. 本水路河川除草業務委託は単価契約とし、発注予定業種は次のとおりとする。

軽作業 機械  
軽作業 人力  
重作業  
樹木整姿工  
寄植剪定工  
支障木伐採

4. 別紙位置図の施工範囲は、原則、7月初旬から8月中旬までに施工し完了すること。 施工範囲は広域である上、期間が短いため、期間内に業務を完了できる作業体制を確保すること。
5. 別紙位置図に定める施工範囲以外で、市民から除草等の要望がある場合は、その都度発注する。
6. 受注者は、除草作業に先立ち、実行組合等の水利権者、周辺自治会、隣接住民との協議調整を行うこと。
7. 受注者は、労働基準法、その他関係法令および規則を遵守し、労働者の雇用に遺憾のないようにすること。
8. 受注者は、業務施工にあたって道路法、道路交通法並びにこれらに基づく諸法規を遵守すること。
9. 本市並びに受注者は、必要に応じて、本仕様書に記載のない事項について協議するものとする。

10. 受注者又受注者が本仕様書に定める業務等に従事させる者(以下「従事者」という。)は、当該業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を本市に通報することができる。

## 第2章 施工管理

1. 施工範囲は、監督員の指示する箇所とする。
2. 刈り残しがないように施工すること。
3. 一般通行者及び車輛等の交通の障害にならないよう作業し、危険防止の対策を講じること。
4. 草の刈取り高については、5 cm 以下として施工しなければならない。ただし、現地盤の不陸及び法肩等で草の刈取り高5 cm 以下で施工できない場合は、監督員と協議すること。
5. 水路施設の状況を把握して、水路施設に損傷を与えないよう施工すること。
6. 除草区域の集草を実施する場合には刈草が残らないように施工し、関係法令に基づき適切に処理すること。
7. 雑草刈取り後は、放置せず速やかに焼却処分場に運搬し焼却すること。
8. 処分関係図書に焼却処分伝票（コピー）を添付し提出すること。
9. 剪定については、強剪定（伐採を前提とした剪定）であり、監督員と協議後施工すること。
10. 除草作業には障害物（石、ゴミ）の除去・処分が含まれている。
11. 除草工（重作業）は水路内作業（手作業）で、流水面の草（水草含む）の除草である。

### 第3章 実施報告書

1. 施工箇所ごとに、実施数量を記入した位置図を提出すること。  
実施数量は、少数第1位止め、第2位を四捨五入することとし、その根拠となる実施数量の丈量図等も合わせて記載すること。
2. 写真は、着手前、作業中、完了の3種類を提出すること。  
除草箇所が広範囲に広がっている箇所は、全ての範囲が分かるよう、水路形状ごとに写真を撮ること。完了写真が無い場合、刈直しを命ずることがある。
3. 完了写真については、健全な状況であることが確認できること。
4. 提出用紙は、A4版とする。

### 第4章 その他

1. 通行人、通行車輛の多い場所での作業は、飛び石が発生しないよう対策を徹底すること。
2. 施工中に施設を損傷した場合は、原因者において復旧又は、補修を行い、監督員に報告すること。
3. 当該業務を行うとともに、施設の損傷確認を行うこと。
4. 施設の損傷等を発見した場合は、監督員に報告し、監督員の指示を受けること。
5. この仕様書に定めない事項については、速やかに監督員に連絡し協議を行うこと。